

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市栗井土地改良区が土地改良事業（元気な地域づくり交付金池ノ内地区）を行うことについて平成19年6月4日認可した。

平成19年6月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀